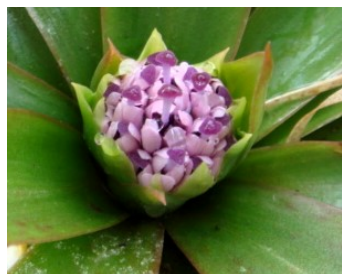


二上山だより

つぼみを開き始めた早春の花たち

春は浅く三寒四温が続いています。みなさんお風邪を召さぬよう留意しつつ、春の息吹を浴びに山に向かいましょう。

二上山ではアセビが早くからびっしりと花をつけていましたが、3月14日、祐泉寺近くの溪谷沿いでショウジョウバカマ(白とピンク)とカンスゲが花を見せてくれました。



上 猩猩袴の蕾

写真左上は他の山でのショウジョウバカマの蕾、満を持して花開かんとする様子に、待ちわびた春への「思い」が伝わってきますね。

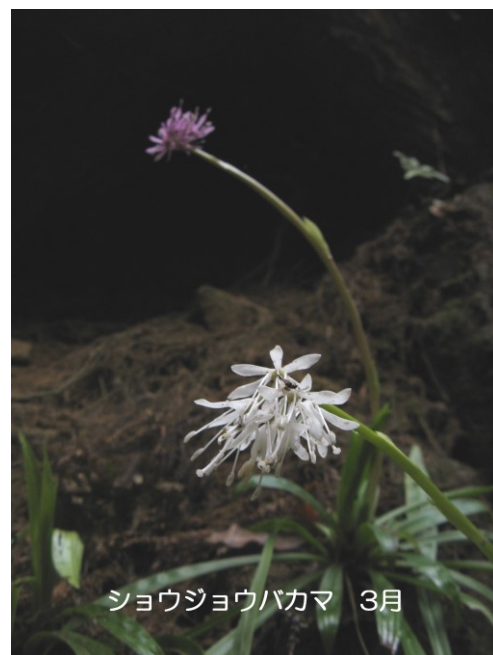
植物名入りの写真数点は香芝市の澤木仁さんの作品で、いずれも二上山(昨年)でのもの。氷点下で咲き始める早春の花たちの健気さと勢いがよく表されています。

アセビは別名アシビ、バスイボク(馬酔木)。ツツジ科アセビ属。万葉集にも詠われた身近な植物。御存知のように有毒で「馬が食べると麻痺するため馬酔木という」(内藤記念くすり博物館の薬用植物ハンドブック)そうで、奈良公園の「鹿も食べないので自然に増殖し、アセビの純林ができ『ささやきの小径』などと称」され(西川康行著「万葉の植物」)て、とあるように、公園を代表する植物の一つですが、近年異変が起きたとか。なんと鹿がアセビを食べ始めたと言うのです。鹿の肝臓が解毒能力を獲得したのか、それともそうした能力をもつ微生物を体内に取り込んで共生するようになったのか。いずれにせよ注目に値する出来事です。もし動物がアセビを食べている現場を見られたら、ぜひ写真に収め、御一報くださるようお願いいたします。

ショウジョウバカマはユリ科ショウジョウバカマ属。

カンスゲは冬にも葉を茂らせるので寒菅。カヤツリグサ科スゲ属。谷すじ各所で咲いています。

なお、澤木さんの「二上山に咲く花」の写真は、今年5月20日(日)JR 高田駅前で開催される「健康まつり」(健生会友の会主催)で展示・即売されます。御期待下さい。



ショウジョウバカマ 3月



カンスゲ 3月



馬酔木 3月

勝ち取った春

東住吉「放火殺人」事件裁判やり直しへ

3月7日大阪地裁は、1995年に大阪市東住吉区で起きた『放火殺人』事件の再審開始決定を出しました。事件は火事で小学5年生(当時11才)の女兒が焼死したのを「保険金目当ての放火・殺人」として母親の青木恵子さん(48才)と内縁の夫・朴龍皓さん(46才)とが、犯人として逮捕されたもので、二人には無期懲役判決が確定していました。

その裁判がやり直しになったのです。弁護団が実施した「現場実験」で「事件は事故である」可能性が強まった事、有罪の唯一の根拠とされた「自白」が信用できないとされたのです。冤罪なく集会に出てきて、訥々と支援を訴えていた被告のお母さんに「長い間本当にご苦労様でした」と一言語りかけたい思いです。

「針の穴にらくだを通すより難しい」とされている再審がこのところ相次いで実現し、重罪を科された人々が一転して無罪になっています。真実が明らかになった事を何よりも喜びたいのですが、無実の罪で家族もろとも「犯罪者」として社会の中で長期間すごされた人々のことを思うと、身体が震えるほど怒りを覚えます。

「人が人を裁く」のですから誤りは有り得ます。だからこそ、洋の東西を問わず人間社会は「疑わしきは被告人の利益に(疑わしきは罰せず)」を刑事裁判の鉄則としてきたのです。このことを社会全体で再確認する事が大切ではないでしょうか。裁判員制度によって私たち誰もが「裁く側に回る」ことになりかねない今日ではなおさらです。

第二に、日本の「自白偏重の取調べと裁判」のあり方を変えなければなりません。冤罪(えんざい)事件のほとんどが「嘘の自白」をさせられ、その自白を根拠に有罪とされているのですから。日本国憲法は第36条で「拷問」を禁止し、第38条で「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」と明記しています。この憲法の立場をあらゆる段階で貫くことが大切です。

そして、そのためには「取調べの全過程の可視化」すなわちビデオ録画などで後日取調べ状況が分かるようにすることが不可欠です。

以上「山」にも「花」にも関係のないことを書きましたが、私も30年以上に亘ってボランティアで参加してきた「国民救援会」の「無実の人を助ける」活動が実った一例でした。

3月上旬、二上山山頂の寒暖計はしばしば氷点下を示し、その中で鶯の声が力強さを増していました。

躊躇なき 鶯のうた 零下五度

以上146号 思われます。二上山雌岳山頂で。



馬酔木 3月

これは園芸品種のアケボノアセビと